

令和元年 5 月 7 日

事業者さまへ

神奈川県内広域水道企業団
総務部契約検査課

消費税及び地方消費税の税率の取扱いについて

令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 10%へ引き上げられることが予定されているところですが、契約に係る取扱いについて、以下のように取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

1 適用税率について

引き渡し等が 10 月 1 日以降を予定する契約であっても、当面の間は現行の消費税率 8%で契約を締結します。

2 引き上げ後の対応について

令和元年 5 月 7 日以降に締結する契約につきましては、契約約款に下記特約条項を設けることとし、消費税額の変動が生じた場合は、当該特約条項に従い、消費税増税分に相当する額を原契約金額に加算してお支払いします。

(特約条項)

この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって、消費税等の額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払う。

なお、原契約については契約締結時点での消費税額が記載されていますので、消費税率につき 10%の適用が見込まれる契約については、契約締結後、請求予定金額の確認のため別紙用紙に必要事項を記入のうえ、当企業団あて提出してください。

3 その他

本件取扱いについて、新しい方針が決まり次第、本ページにてお知らせします。

以 上